

公 募 公 告

次のとおり公募を行います。

令和 8 年 8 月 7 日

支出負担行為担当官

横浜地方法務局長 山川 都資

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度クレジットカード方式による公共料金の決済業務
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日（※後記 5 の選定からおおむね 1 か月以内の日を予定している。）から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
ただし、契約の相手方が発行するクレジットカード番号の有効期限を限度として更新することを妨げない。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C 又は D の等級に格付けされていること。
- (4) 応募要領及び仕様書等において定める条件を満たす者であること。
- (5) 当局から応募要領の交付を受けた上で、応募要領に記載した必要書類を期限内に提出した者であること。
- (6) 契約の相手方として不適当な者でなく、かつ、契約の相手方として不適当な行為をする者でないこと。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ロ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(ハ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(ニ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 応募要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月21日（金）までの各日午前9時から午後5時まで（ただし、土日、祝祭日及び平日の正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 交付場所

〒231-8411 横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎7階

横浜地方法務局会計課主計係（担当：杉森、小白）

TEL:045-641-7914 FAX:045-651-3395

4 応募書類の提出期限及び提出場所

応募しようとする者は、(1)に掲げる書類を各1部準備し、(2)の提出期限までに、指定の場所に提出すること（書類の作成等に要する費用は、応募しようとする者の負担とする。）

(1) 提出書類

ア 令和7・8・9年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

イ 応募申込書（様式1）

ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する誓約書及び役員等名簿（様式2）

(2) 上記書類の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで

イ 提出場所 前記3(2)のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、FAXによる提出は認めない。

5 選定方法等

当局において応募書類を審査し、令和8年9月4日（金）までに審査結果を別途連絡する。

なお、必要な資格を満たす複数の応募者があった場合には、以下の日時及び場所において応募者によるくじ引きを行い、相手方を選定する。また、以下の日時に来庁できない応募者がある場合には、その旨事前に当局に申し出ること、同応募者に代わって本調達事務に関係のない当局職員がくじを引くものとする。

(1) 日時：令和8年9月7日（月）午前10時

(2) 場所：横浜地方法務局7階第二会議室

6 その他

(1) 応募手続等において使用する言語等

応募及び契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 応募の無効

本公告に示した参加資格のない者がした応募及び応募要領で示した条件に違反した応募は無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

契約締結に当たっては、契約書の作成を要する。

(4) 公募の詳細

応募要領による。

(5) 公募説明会

本公募に係る公募説明会は実施しない。

以上

応 募 要 領

件名：令和８年度クレジットカード方式による公共料金の決済業務

公募期間：令和８年８月７日（金）から令和８年８月２１日（金）まで

- 1 応募要領
- 2 契約書（案）
- 3 仕様書
- 4 応募申込書（様式１）
- 5 誓約書（様式２）

公募件名「令和８年度クレジットカード方式による公共料金の決済業務」について、以下の要領により公募します。

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和８年度クレジットカード方式による公共料金の決済業務
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日（※後記４の選定からおおむね１か月以内の日を予定している。）から令和９年３月３１日まで
ただし、契約の相手方が発行するクレジットカード番号の有効期限を限度として更新することを妨げない。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされていること。
- (4) 応募要領及び仕様書等において定める条件を満たす者であること。
- (5) 当局から応募要領の交付を受けた上で、応募要領に記載した必要書類を期限内に提出した者であること。
- (6) 契約の相手方として不適当な者でなく、かつ、契約の相手方として不適当な行為をする者でないこと。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 応募書類の提出期限及び提出場所

応募しようとする者は、(1)に掲げる書類を各1部準備し、(2)の提出期限までに、指定の場所に提出すること（書類の作成等に要する費用は、応募しようとする者の負担とする。）

(1) 提出書類

ア 令和7・8・9年度の一般競争参加資格に係る「資格審査結果通知書」（全省庁統一資格）の写し

イ 応募申込書（様式1）

ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証する誓約書及び役員等名簿（様式2）

(2) 上記書類の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和8年8月21日（金）午後5時まで

イ 提出場所 〒231-8411

横浜市中区北仲通5丁目57番地横浜第2合同庁舎7階

横浜地方法務局会計課主計係（担当：杉森、小白）

TEL:045-641-7914 FAX:045-651-3395

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとし、FAXによる提出は認めない。

4 選定方法

当局において応募書類を審査し、令和8年9月4日（金）までに審査結果を別途連絡する。

なお、必要な資格を満たす複数の応募者があった場合には、以下の日時及び場所において応募者によるくじ引きを行い、相手方を選定する。また、以下の日時に来庁できない応募者がある場合には、その旨事前に当局に申し出ること、同応募者に代わって本調達事務に関係のない当局職員がくじを引くものとする。

(1) 日時：令和8年9月7日（月）午前10時

(2) 場所：横浜地方法務局7階第二会議室

5 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語等

応募及び契約手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 応募の無効

公募公告に示した参加資格のない者がした応募及び本応募要領で示した条件に違反した応募は無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

契約締結に当たっては、契約書の作成を要する。

(4) 公募説明会

本公募に係る公募説明会は実施しない。

以上

契 約 書

支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 山川都資（以下「甲」という。）と●●株式会社 代表取締役 ●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、横浜地方法務局が管理又は入居する施設の上下水道、電気及びガス使用料金に係るクレジットカード方式の決済業務（以下「本件業務」という。）に係る契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

（契約の目的等）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、甲を法人会員とする手続を行った上、甲による会員番号の使用に基づいて、仕様書に記載された乙の加盟店（以下「供給者」という。）から、甲に対する上下水道、電力及びガスの使用料金（以下「公共料金」という。）の支払請求があった都度、甲に代わり立替払すること（以下「カード決済」という。）を目的とする。

2 乙は、毎月のカード決済を行った金額（以下「カード利用金額」という。）を甲に請求するものとする。

3 甲は、甲の使用に係る公共料金に関して、甲による会員番号の使用に基づいて、乙がカード決済することをあらかじめ承諾するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、乙が発行するクレジットカード番号の有効期限を限度として更新することを妨げない。

（契約金額）

第4条 契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 年会費：無料
 - (2) カード発行等の手数料：無料
 - (3) 立替払の手数料（金利を含む。）：無料
- （監督）

第5条 甲は、本契約の履行に関し、乙に重大な過失が認められるときは、甲の指定する監督官その他の者（以下「監督官等」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督官等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督官等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

（検査）

第6条 乙は、毎月1日から末日までのカード決済の利用日、利用先及び利用金額等を記載した明細書を作成した上、仕様書に定める期日までに甲に提出し、甲が指定する検査職員による検査（以下「検査」という。）を受けるものとする。

2 甲は、前項に定める明細書の提出を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（カード利用金額の請求及び支払）

第7条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、カード利用金額に係る請求書を甲に送付するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求書があったときは、その請求を受けた日から30日以内に、カード利用金額を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内にカード利用金額

を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定められた率の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（再委託）

第8条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第9条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第10条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体

制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第11条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

- (1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」とい

う。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先

の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(甲の契約解除権等)

第13条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 乙が正当な理由なく本契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。

- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害の賠償)

第14条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、

速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額のほか、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同条第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第19条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第21条 甲は、第17条及び第18条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第24条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(管轄)

第25条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、横浜地方裁判所のみとする。

(補則)

第26条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎

支出負担行為担当官

横浜地方法務局長 山川 都資

乙 ●●県●●市●●町●●丁目●●番●●号

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

仕 様 書

1 業務内容

乙は、甲の申込みを受けて、甲を法人会員とする手続きを行い、会員番号の付与を行った上で、乙の加盟店（以下「供給者」という。）から、甲に対する上下水道、電力及びガスの使用料金（以下「公共料金」という。）の支払請求があった都度、甲に代わり供給者が定める期限までに立替払をするものとする（以下「カード決済」という。）。

また、乙は、毎月のカード決済を行った金額（以下「カード利用金額」という。）を甲に請求するものとする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、契約の相手方が発行するクレジットカード番号の有効期限を限度として更新することを妨げない。

3 業務条件

- (1) 乙が発行するクレジットカードの種類は、甲が供給者とのカード決済に利用可能なものであり、また、カードを発行せずに会員番号による管理が可能なものであること。なお、キャッシング機能は付与しないこと。
- (2) 甲は、乙が指定する入会申込書等により入会を申し込むものとし、乙は、甲の申込に基づき、速やかにカード決済に利用できる会員番号を付与するものとする。
- (3) 会員番号の発行件数は1件とする。ただし、甲乙協議の上で発行件数を変更することを妨げない。
- (4) 甲は、甲が管理又は入居する施設において発生した公共料金の支払について、カード決済を利用するものとし、乙が付与した会員番号を後記4の供給者に限り使用するものとする。
- (5) 年会費、カード発行（再発行を含む。）手数料、退会等の手続に要する手数料及び甲のカード決済に伴う手数料は無料とする。
- (6) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、乙は、毎月1日から末日までの

カード決済の利用日、利用先及び利用金額等を記載した明細書を作成の上、翌月15日までに甲に提出するものとする。

(7) 乙は、甲に対して、請求書によりカード利用金額を請求し、甲は、乙が指定する口座にカード利用金額を振り込むことにより支払うものとする。なお、乙は、甲に対し、書面により振込口座を明らかにするものとする。

(8) 乙は、カード利用金額の支払に当たり、甲が管理する施設の入居官署及び入居者（以下「入居官署等」という。）の支払うべき分担額の内訳を乙にあらかじめ通知し、当該内訳に応じて、甲及び入居官署等が分担額を乙の指定する口座に直接振り込むことを可能とすること。

(9) 供給者に対する支払に遅延が発生した場合には、乙の責任において解決するものとし、乙は、甲に対して当該支払の遅延に係る一切の請求をしないものとする。

(10) 乙は、会員番号の流出及び第三者による不正使用が判明した場合、速やかに会員番号の利用停止手続をするとともに、新たな会員番号を発行するものとする。

4 カード決済の対象事業者

(1) 水道料金

神奈川県営水道営業所（又は同県内市町村水道局）

(2) 電気料金

甲が管理又は入居している施設に電気を供給している小売電気事業者（ただし、乙の加盟店に限る。）

(3) ガス料金

甲が管理又は入居している施設にガスを供給している小売ガス事業者（ただし、乙の加盟店に限る。）

5 カード利用金額

(1) 1か月の最大利用額 4,000,000円

(2) 契約期間内における利用見込額 6,055,000円

（令和8年10月から令和9年3月までの上下水道料金、電気料金及びガス料金の決済見込額）

6 その他

- (1) 乙は、本業務の受託に当たり、本業務の円滑な遂行のため、甲に対し連絡窓口を書面により届け出ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上

(様式1)

令和8年8月 日

支出負担行為担当官
横浜地方法務局長 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

応募申込書

令和8年度クレジットカード方式による公共料金の決済業務を受任したく、
別添のとおり誓約書を添えて申請します。

なお、契約先として選定された場合には、契約事項を遵守の上、仕様書記載
の業務を確実に履行します。

また、複数の応募者があった場合には、以下の者を抽選に立ち合わせること
とします。

担当者名 _____

所属部署：

電話番号：

ファクシミリ番号：

電子メールアドレス：

(様式2)

誓 約 書

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

横浜地方法務局長 殿

令和8年8月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

[illegible]

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。